

第215回 定時株主総会 招集ご通知



2025年6月27日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）



大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）
新館7階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

決議事項

第1号議案 取締役2名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

目次

第215回定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 6
事業報告サマリー・事業報告	P.11
連結計算書類	P.28
計算書類	P.30
監査報告	P.32

証券コード 3103
2025年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

ユニチカ株式会社

代表取締役社長 藤 井 実

第215回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第215回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.unitika.co.jp>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3103/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日（木曜日）午後6時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

4 頁から 5 頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、1 頁に記載の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、1 頁に記載の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日） 午前10時（開場：午前9時）

2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第215期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第215期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役2名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うものといたします。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものといたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

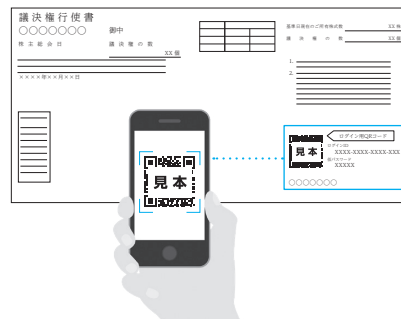
2025年6月26日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱うものといたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

The screenshot shows a login form with the following fields and labels:

- ログインID**: A text input field with a blue box around it and a label pointing to it: 「ログインID・仮パスワード」を入力
- パスワード**: A text input field with a blue box around it and a label pointing to it: 「ログイン」をクリック
- パスワード確認**: A text input field for confirming the password.
- ログイン**: A blue button to submit the login information.

Below the login fields, there is a section for 'ログインID・仮パスワード' and a 'ログインID発行申込' button.

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 古川実及び石川路子の両氏が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	ふるかわみのる 古川実 再任 社外 独立	取締役（社外）	100%（20/20回）
2	いしかわのりこ 石川路子 再任 社外 独立	取締役（社外）	90%（18/20回）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふる かわ みのる 古 川 実 (1943年6月13日生) 再任 社外 独立	1966年4月 日立造船(株)(現カナデビア(株))入社 2005年4月 同社代表取締役 取締役社長 2010年6月 同社代表取締役 取締役会長兼社長 2013年4月 同社代表取締役 取締役会長兼CEO 2016年4月 同社代表取締役 取締役会長 2016年6月 (株)池田泉州銀行社外取締役 2017年4月 日立造船(株)(現カナデビア(株)) 取締役相談役 2017年6月 (株)池田泉州ホールディングス社外取締役 2017年6月 (株)池田泉州銀行非業務執行取締役 2017年6月 当社社外取締役(現任)	29,720株
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 古川実氏は、上場企業の代表取締役として長年優れた経営手腕を発揮され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績もあり、また、大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任されるなど、幅広い経験と高い知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの経験と知見を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。		
2	いし かわ のり こ 石 川 路 子 (1971年4月26日生) (戸籍上の氏名：伊藤路子) 再任 社外 独立	2010年4月 甲南大学経済学部経済学科准教授 2016年4月 甲南大学経済学部経済学科教授(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2023年4月 甲南大学経済学部長 (重要な兼職の状況) 甲南大学経済学部経済学科教授	19,295株
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 石川路子氏は、長年にわたり大学教育に携わり、2016年4月から甲南大学経済学部経済学科教授を務めています。また、同氏は、社会貢献など、地域政策に関する高い知見を有しており、当社のサステナビリティ活動全般に対する取り組みへの提言に加え、ダイバーシティの推進への取り組みに関し、社外役員の立場から具体的な施策立案につながる助言をするなど、経営の監督に貢献してきました。 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの経験と知見を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 古川実及び石川路子の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 本総会終結の時をもって、古川実氏の社外取締役としての在任期間は8年、石川路子氏の社外取締役としての在任期間は4年となります。

6. 当社は、古川実及び石川路子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。保険期間中に被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害は当該保険契約によって填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
8. 当社は、古川実及び石川路子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

（ご参考）第1号議案が原案のとおり承認可決された場合には、取締役の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏 名	当社における 地 位	属 性	性 別	スキル・経験							
				企 業 経 営 経 営 企 画	営 業 マ ー ケ テ ィ ン グ	財 会	務 計	法 務 リ ス ク マ ネ ジ ム エ ン ト	R & D 製 造	グ ロー バ ル	サ ス テ ナ ビ リ テ ィ 人 事 ・ 人 材 開 発
藤井 実	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員		男性	●	●				●		●
柏木 寿深	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員		男性	●		●					
三須 修一	取 締 役 常 務 執 行 役 員		男性			●				●	
小林 瑛二	取 締 役 常 務 執 行 役 員		男性	●		●					
藤本 慎司	取 締 役 常 務 執 行 役 員		男性	●	●					●	
奥 大和	取 締 役 上 席 執 行 役 員		男性			●					
古川 実	取 締 役	社外・独立	男性	●		●				●	
石川 路子	取 締 役	社外・独立	女性								●
堀野 桂子	取 締 役	社外・独立	女性					●			

（注）上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 福原哲晃氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
むら せ けん いち 村 瀬 謙 一 (1968年7月17日生) [新任] [社外] [独立]	1996年 4 月 弁護士登録 山口健一法律事務所入所 2002年 4 月 池田第一法律事務所開設（現任） 2007年 4 月 姫路獨協大学法科大学院特任准教授 2021年 4 月 大阪弁護士会副会長 2023年 4 月 京都大学法科大学院特別教授（現任） (重要な兼職の状況) 池田第一法律事務所所長 京都大学法科大学院特別教授	0株
<社外監査役候補者とした理由> 村瀬謙一氏は、弁護士としての高い専門性と倫理観のほか、企業法務、コンプライアンス、ガバナンスに関する豊富な知見を有しています。また、長年にわたり大学において法学教育に携わっており、学術的見地からの適切な助言を行うことが期待されます。 同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として当社の監査をはじめとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村瀬謙一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 村瀬謙一氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。保険期間中に被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害は当該保険契約によって填補されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

5. 村瀬謙一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、届け出る予定であります。

以 上

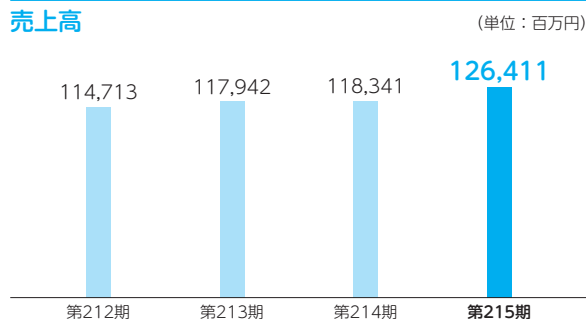
(ご参考) 事業報告サマリー (連結)

業績ハイライト



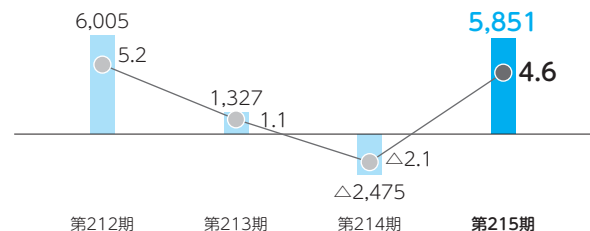
業績の推移

売上高



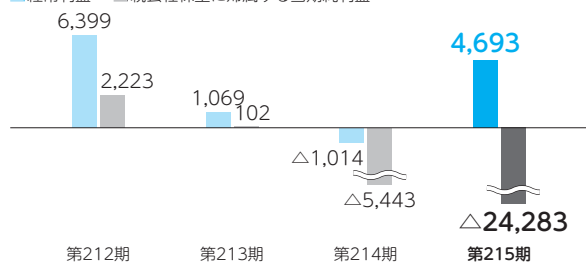
営業利益／営業利益率

■ 営業利益 (単位：百万円) -●- 営業利益率 (単位：%)



経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

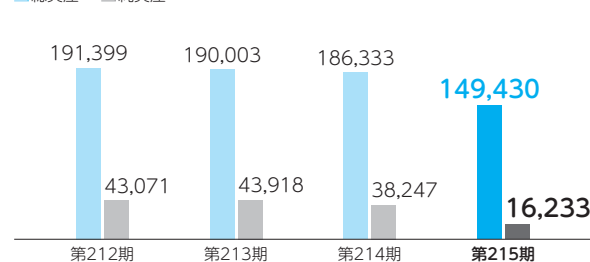
■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



総資産／純資産

(単位：百万円)

■ 総資産 ■ 純資産



事 業 報 告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。訪日外国人の増加によるインバウンド需要の拡大、賃上げの動きによる個人消費の下支えに加え、企業の競争力強化に向けた設備投資も活発化しました。一方、人手不足が深刻化する中、人件費や物流コストの上昇が企業の収益構造に影響を及ぼしました。さらに、地政学的リスクの長期化、金利や為替相場の変動などに加え、米国の金融・通商政策の動向や中国経済の減速懸念などの影響もあり、先行きに対する不透明感は依然として残っています。

このような状況の下、当社グループは、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）の支援による事業再生計画を2024年11月28日に公表し、2025年2月7日開催の臨時株主総会において関連議案のご承認を受け、不採算事業からの撤退等を骨子とした事業再生計画の実行を決定しました。また、前期の厳しい業績を受け、赤字からの脱却を最優先の課題として、経費削減を始めとしたコストダウンなどの自助努力、価格改定による収益の改善、より付加価値の高い高機能製品の拡販による収益力の強化に取り組んでまいりました。なお、事業再生計画は取引金融機関による最大430億円の債権放棄等の金融支援を前提としており、取引金融機関からのご同意も得ています。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比6.8%増収の、126,411百万円となりました。営業利益は5,851百万円（前期は2,475百万円の営業損失）となりました。円高の進行により外貨建資産の為替評価損155百万円を計上した結果、経常利益は4,693百万円（同1,014百万円の経常損失）となりました。また、事業再生計画にしたがい、当社及び当社グループが保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、37,932百万円の事業構造改善費用（固定資産の減損損失）を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は24,283百万円（同5,443百万円の当期純損失）となりました。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが種類株式、普通株式ともに無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

【高分子事業セグメント】

高分子事業セグメントでは、原燃料価格が高止まりする中、販売量の回復により工場の稼働率が好転し、コストダウン施策の効果と併せて製造コストが低減したほか、各製品において価格改定を実施したことで、収益が改善しました。

フィルム事業では、主力の食品包装用途において、期間を通じて市況が回復したことで、ナイロンフィルム、ポリエステルフィルムともに販売量が回復しました。工業分野では、一部の半導体関連用途は堅調でしたが、その他の工業用フィルムの販売が伸び悩み、同分野全体での販売量は横ばいでした。また、コストダウン施策の効果により、営業利益は増加しました。海外においては、不採算販売の見直しにより、収益は改善しましたが、安価製品との価格競争が続きました。この結果、事業全体で増収増益となりました。

樹脂事業では、エンジニアリングプラスチックは、自動車部品用途の販売が期間を通じて低調であったほか、電気電子部品の需要回復が遅れている影響で販売量が減少しました。売上高は微増に止まりましたが、価格改定を実施した効果で営業利益は大幅に改善しました。機能樹脂は、接着剤、コーティング用途において高機能製品の販売が伸長し、収益は大幅に向上しました。この結果、事業全体で増収増益となりました。

以上の結果、高分子事業セグメントは増収増益となり、売上高は55,393百万円（前期比8.5%増）、営業利益は6,000百万円（前期は603百万円の営業利益）となりました。

【機能資材事業セグメント】

機能資材事業セグメントでは、前期に落ち込んでいた電子材料分野を中心とした販売量の大幅な回復により生産量が増加し、製造コストの低減につながりました。各製品において価格改定を実施した結果、収益が回復し、前年の営業赤字から黒字に転換しました。

活性炭繊維事業では、主力の浄水用途の販売は堅調でしたが、空気浄化用途のVOC除去シートの販売が低調で、売上高はやや減少しました。

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、建築資材用途の市況が好調で、不燃テント・シート等の販売が伸長しました。電子材料分野は、生成AIや関連するデータセンター向けの特定分野で好調を継続する一方、汎用半導体市況は本格的な回復まで至らない中、当社商品は携帯端末向けのハイエンドメモリを中心に、半導体パッケージ基板向けに高機能ガラスクロスの販売が伸長しました。

ガラスビーズ事業では、道路用途は道路工事件数の減少が続く中、海外競合品に対する競争優位性が受け入れられ、販売シェアを拡大した結果、売上高はやや増加しました。工業用途では、高精度ガラスビーズなどの高機能製品の販売が伸長しました。

不織布事業では、フィルターやスキンケア用品向けを中心に、ポリエステル系спанボンド、コットンスпанレースとともに販売が回復しました。価格改定に取り組んだ効果で収益が改善し、

営業赤字が縮小しました。

産業繊維事業では、ポリエステル短繊維の販売は堅調でしたが、期後半に販売が減少しました。ポリエステル高強力糸においても同様に販売が減少しました。一方、原料価格などのコストアップに対し、価格改定を実施した結果、売上高が増加し、営業赤字が縮小しました。

以上の結果、機能資材事業セグメントは増収増益となり、売上高は37,037百万円（前期比8.3%増）、営業利益は298百万円（前期は2,478百万円の営業損失）となりました。

【繊維事業セグメント】

衣料繊維事業では、主力のユニフォーム分野は、官需の販売は好調で、民需についても概ね堅調に推移しました。一般衣料分野、寝装分野及びスポーツ衣料分野は、期間を通じて需要が低迷し、販売は苦戦しました。グローバル事業は、デニム生地 of 輸出販売が回復しました。産業資材事業は、生活関連用品は堅調に推移し、電気・電子用途の販売が好調でした。

以上の結果、繊維事業セグメントは増収増益となり、売上高は33,923百万円（前期比2.8%増）、営業損失は357百万円（前期は523百万円の営業損失）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、売上高は57百万円（前期比4.2%増）、営業損失は82百万円（前期は87百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は2,725百万円（前期比4,088百万円減）であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① ユニチカ㈱ 高耐熱性ポリアミドフィルムの量産化
- ② P.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア） 生産設備の一部改造
- ③ ユニチカ㈱ フィルム製造工場建物改修工事等

(3) 資金調達の状況

当社は、事業再生計画に基づき、シンジケートローン参加金融機関から、ローンの個別残高と同額の個別借入を行い、シンジケートローンを期限前弁済いたしました。また、2025年4月30日付で機構に対するC種種類株式の発行を行い、約200億円の払込が完了いたしました。

(4) 対処すべき課題

「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念に基づき、当社グループは、2030年近傍を見据えた目指す姿である長期ビジョン「G-STEP30」を2020年に策定し、2023年5月に、2024年3月期を初年度とした3か年の中期経営計画「G-STEP30 2nd」を策

定、公表し、実現に向けて取り組んできました。

しかしながら、2024年3月期は、連結決算開始以来、初めての営業赤字を計上し、また固定資産に対して減損損失を計上したことで54億円の当期純損失を計上しました。収益性の低下により資金創出力が失われ、自力での資金繰りが困難となり、高分子等の将来性ある事業への投資も限られ、今後の事業継続、発展が見込み難い状況に陥ったことから、不採算事業からの撤退を含む抜本的な構造改革を骨子とした事業再生計画を立案し、機構や取引金融機関からの支援を受けながら再建を目指すことを決定しました。

当社が最優先で対処すべき課題は、事業再生計画の確実な遂行であります。事業再生計画を迅速かつ適切に遂行するため、2025年4月30日に、機構を引受人とする第三者割当増資を行い、資金調達を実行しました。これと同時に、社内取締役及び社内監査役は全員退任し、新たに機構及び株式会社三菱UFJ銀行から取締役及び監査役の派遣を受け入れ、経営体制を刷新しました。

事業再生計画では、①構造改革による不採算事業の撤退及び供給能力の適正化、②コスト削減の完遂によるローコスト運営体制の確立、③付加価値の高い製品の販売拡大、④組織運営体制の強化、を骨子としており、高分子等の将来性のある事業を中心とする事業ポートフォリオへと変革し、最終年度である2030年3月期には、売上高700億円、営業利益65億円を目指します。

事業再生計画の初年度である2026年3月期は、構造改革対象事業においては、2025年8月までの合意を目標に、他社への事業譲渡や生産移管等に取り組めます。また、高分子事業や無機系素材事業などにおいては、付加価値の高い製品の販売拡大や、新たな用途展開等を進め、収益力の強化を図ります。構造改革と並行して、配送ルートの見直しなどの物流改革や、業務効率改善などのコスト削減にも取り組めます。

当社は2024年6月に、上場維持基準への適合に向けた計画を開示し、株価を上昇させるための施策として、①業績の回復、②ESG関連施策の実行、③開示資料の充実や積極的なIR活動によるコミュニケーション強化、の3つに取り組んでいます。引き続きこれらの施策に取り組むとともに、新たに立案した事業再生計画の遂行と、進捗状況の適時適切な開示等を通じ、流通株式時価総額の上昇を目指します。

足元の経済環境は、アメリカにおける関税政策の急激な変更の影響が見通せず、景況感の悪化が懸念されています。また、ウクライナや中東における紛争の長期化、中国経済の低迷などの影響も続いており、先行きが見通せない状況と言えます。そのような中、機構や取引金融機関からの支援を受けながら、新しい経営体制のもと、不退転の決意で事業再生計画を遂行し、収益性の高い企業への変革を実現することで、企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 212 期 (2021年度)	第 213 期 (2022年度)	第 214 期 (2023年度)	第 215 期 (2024年度)
売 上 高	百万円 114,713	百万円 117,942	百万円 118,341	百万円 126,411
経 常 利 益 (△ は 損 失)	百万円 6,399	百万円 1,069	百万円 △1,014	百万円 4,693
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	百万円 2,223	百万円 102	百万円 △5,443	百万円 △24,283
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	33.32円	△3.13円	△94.41円	△421.18円
総 資 産	百万円 191,399	百万円 190,003	百万円 186,333	百万円 149,430
純 資 産	百万円 43,071	百万円 43,918	百万円 38,247	百万円 16,233
1 株 当 たり 純 資 産 (△ は 損 失)	303.57円	332.02円	244.21円	△123.42円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 比 率 出 資 比	主 要 な 事 業 内 容
日 本 エ ス テ ル (株)	百万円 4,000	% 85.0	ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売
ユニチカトレーディング(株)	百万円 2,500	100.0	繊維製品等の販売及び輸出入
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	百万BAT 631	88.6	ポリエステル長繊維不織布の製造及び販売
P. T. E M B L E M A S I A (エンブレムアジア)	千US\$ 43,800	87.2	ナイロンフィルムの製造及び販売
ユニチカテキスタイル(株)	百万円 50	100.0	綿、化繊繊維製品の製造及び販売

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の5社を含め27社、持分法適用会社は2社であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

ナイロンフィルム、ポリエステルフィルム、ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、
ポリアリレート樹脂

② 機能資材事業

ガラス繊維、ガラスビーズ、活性炭繊維、ポリエステル不織布、コットン不織布、
ポリエステル繊維

③ 繊維事業

糸、綿、織編物等、二次製品

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	岡 崎 事 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	垂 井 事 業 所	岐 阜 県 垂 井 町
総 合 研 究 所	京 都 府 宇 治 市	坂 越 事 業 所	兵 庫 県 赤 穂 市
宇 治 事 業 所	京 都 府 宇 治 市		

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日本エステル㈱	愛知県岡崎市
ユニチカトレーディング㈱	大阪府中央区
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	タイ王国パトゥムタニ県
P.T.EMBLEM ASIA (エンブレムアジア)	インドネシア共和国西ジャワ州
ユニチカテキスタイル㈱	岡山県総社市

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
2,663名	244名減

（注）従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	25,201 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	21,250
三井住友信託銀行株式会社	9,587
農林中央金庫	8,015
株式会社あおぞら銀行	7,916

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、機構の支援を受けることを決定し、2024年11月28日に事業再生計画を公表しました。事業再生計画の実行のため、2025年2月7日に臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催し、C種種類株式の発行及び機構への割当、定款変更、資本金・資本準備金の額の減少のほか、新たな取締役及び監査役の選任につき、ご承認をいただいております。また、定款変更については、A種種類株主総会及びB種種類株主総会でのご承認もいただいております。
- ② 当社は、2025年4月30日にA種種類株式及びB種種類株式の全株式を無償で取得し、消却いたしました。
- ③ 当社は、2025年4月30日に機構からC種種類株式に係る払込みを受け、機構に対しC種種類株式（115,504,600株）を交付しています。なお、C種種類株式は、当事業年度に関する定時株主総会の基準日後の発行であります。2025年3月28日開催の当社取締役会決議により、本定時株主総会において議決権（1,155,046個）を付与することとしております。

- ④ 2025年4月30日に、社外取締役及び社外監査役を除く全取締役及び全監査役が辞任し、新取締役及び新監査役が就任したほか、代表取締役を選定し、新たな経営体制を発足しています。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	178,600,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	57,752,343株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	944株

(3) 株主数

普通株式	38,401名
A種種類株式	1名
B種種類株式	1名

(注) 2025年4月30日付で、A種種類株式及びB種種類株式の全株式の取得・消却、機構に対するC種種類株式の発行並びに定款変更を行ったため、同日時点の発行可能株式総数及び発行済株式の総数は次のとおりとなっております。なお、同日時点で、A種種類株式及びB種種類株式の株主はおりません。また、C種種類株式の株主は1名となっております。

(1) 発行可能株式総数

普通株式	519,770,743株
C種種類株式	115,504,600株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	57,752,343株
C種種類株式	115,504,600株

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 5,931 ^{千株}	10.28%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	普通株式 2,334 A種種類株式 21	4.08
ユ ニ チ カ 従 業 員 持 株 会	普通株式 1,695	2.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	普通株式 890	1.54
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT A C C O U N T S M L S C B R D	普通株式 885	1.53
林 貴 夫	普通株式 820	1.42
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	普通株式 800	1.38
J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s p l c D i r e c t o r A n d r e w J . C o x	普通株式 746	1.29
ユ ニ チ カ 共 栄 会	普通株式 717	1.24
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	普通株式 631	1.09

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（97,826株）を控除して計算しております。
3. 上記A種種類株式（株式会社三菱UFJ銀行21,740株）のほかB種種類株式（三菱UFJ信託銀行株式会社944株）を発行しております。
4. A種種類株式及びB種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。
5. 2025年4月30日付で、A種種類株式及びB種種類株式の全株式の消却、C種種類株式（115,504,600株）の発行を行っています。なお、C種種類株式については議決権があり、本定時株主総会においても議決権を付与しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	上 埜 修 司	監査室、構造改革推進室 管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	北 野 正 和	高分子、機能資材セグメント 管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	久 内 克 秀	繊維セグメント 管掌 (重要な兼職の状況) ユニチカトレーディング株式会社代表取締役会長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	松 田 常 俊	法務コンプライアンス部、経営企画部、購買物流部、 人事総務部、情報システム部、サステナビリティ推進室 管掌
取 締 役	古 川 実	
取 締 役	石 川 路 子	(重要な兼職の状況) 甲南大学経済学部経済学科教授 甲南大学経済学部長
常 勤 監 査 役	杉 澤 滋	
監 査 役	豊 田 明 生	
監 査 役	福 原 哲 晃	(重要な兼職の状況) 瑞木総合法律事務所共同代表
監 査 役	佐 野 誠	(重要な兼職の状況) 税理士法人ときわ会計代表社員（共同） 株式会社ユニカフェ社外監査役

- (注) 1. 取締役古川実及び石川路子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役福原哲晃及び佐野誠の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役鷺見英二氏は任期満了により、2024年6月27日開催の第214回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 取締役久内克秀氏は、2024年6月27日開催の第214回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
4. 監査役佐野誠氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役古川実及び石川路子の両氏並びに監査役福原哲晃及び佐野誠の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

6. 2025年4月30日付で、取締役上埜修司、北野正和、久内克秀及び松田常俊の4氏並びに監査役杉澤滋及び豊田明生の両氏が辞任しております。
7. 2025年4月30日付で取締役及び監査役が就任し、同日時点の当社役員体制は以下のとおりとなっております。

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	藤 井 実	監査室 管掌
代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	柏 木 寿 深	構造改革推進室、産業繊維事業、不織布事業 管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	三 須 修 一	経理部、法務コンプライアンス部、情報システム部、サステナビリティ推進室 管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 林 瑛 二	繊維セグメント、経営企画部 管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	藤 本 慎 司	高分子セグメント、ガラス繊維事業、ACF事業、ガラスビーズ事業、購買物流部 管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	奥 大 和	人事総務部 管掌、経理部 担当
取締役(社外・独立)	古 川 実	非常勤
取締役(社外・独立)	石 川 路 子	非常勤
取締役(社外・独立)	堀 野 桂 子	非常勤
常 勤 監 査 役	中 野 信 介	
監査役(社外・独立)	福 原 哲 晃	非常勤
監査役(社外・独立)	佐 野 誠	非常勤

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、2025年4月30日付の定款変更により、責任限定契約の対象を非業務執行取締役及び監査役としています。また、当社と2025年4月30日に就任した社外取締役堀野桂子氏、監査役中野信介氏は、同日付で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等の職務執行に対する適切なリスクテイクを支えるため、保険会社との間で、当社及び国内・海外子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しています。同委員会は、3名以内の独立役員及び社長を含む2名以内の代表取締役で構成し、原則として、独立役員の員数が過半を占めるものとし、委員長は、独立社外取締役の委員の中から選定するものとしています。同委員会は、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の報酬等の内容について審議し、取締役会への上程内容を決定しております。

当社は、同委員会による審議及び提案に基づき、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ア) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等

持続的な企業価値の向上を図る対価として、また短期的には業績との連動により適切なインセンティブとして機能するよう、月額報酬（定額）と業績連動報酬（変動）で構成する。

(i)月額報酬

取締役会の決議に基づく役員・執行役員報酬規程により各役位別に報酬額を決定し、毎月規定の日に定額を支給する金銭報酬とする。

(ii)業績連動報酬

中期経営計画の達成を強く動機づけ、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的とし、業績指標を反映した金銭報酬とし、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定し、賞与として、評価対象となる事業年度の翌年度の一定の時期に支給する。

報酬額の算定については、業績連動報酬に関する内規に則り、各事業年度の目標値に対する達成率に応じて算出する。算定された達成率が規定値以下の場合、又はいずれかの利益項目（営業利益、当期純利益）が赤字の場合は、業績連動報酬は支給されない。目標となる業績指標は、売上高、営業利益、当期純利益に加え、資本コストを意識した経営指標として期末時点のROE、ROICの中期経営計画達成有無と、ESG指標として、日経SDGs経営調査のスコアが前年を超過したか否かを指標とした。当事業年度における実績は、売上高、営業利益、当期純利益については、1.（5）財産及び損益の状況の推移に記載のとおり。当期純利益が赤字であったため、業績連動報酬は支給されない結果となった。

(iii)個人別の報酬等の額の割合

個人別の報酬ごとの割合は、業績連動報酬額の決定に伴い、自動的に決定される。なお、取締役が業績指標を100%達成した場合、業績連動報酬額の割合は月額報酬額のおよそ1割程度となる。

イ) 社外取締役の報酬等

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み月額報酬（定額）のみで構成する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		月額報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	87百万円 (17百万円)	87百万円 (17百万円)	— (—)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	34百万円 (13百万円)	34百万円 (13百万円)	— (—)	4名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	121百万円 (31百万円)	121百万円 (31百万円)	— (—)	11名 (4名)

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第214回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の第180回定時株主総会において、月額40百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会の決議時点の取締役の員数は23名であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の第180回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会の決議時点の監査役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

- ・取締役石川路子氏は、甲南大学経済学部経済学科の教授及び学部長であります。なお、当社は、甲南大学との間には特別の関係はありません。
- ・監査役福原哲晃氏は、瑞木総合法律事務所の共同代表であります。なお、当社は、瑞木総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐野誠氏は、税理士法人ときわ会計の代表社員（共同）及び株式会社ユニカフェの社外監査役であります。なお、当社は、税理士法人ときわ会計及び株式会社ユニカフェとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出 席 状 況	出席率 (%)	出 席 状 況	出席率 (%)
取 締 役	古 川 実	20回／20回	100	—	—
取 締 役	石 川 路 子	18回／20回	90	—	—
監 査 役	福 原 哲 晃	20回／20回	100	13回／13回	100
監 査 役	佐 野 誠	20回／20回	100	13回／13回	100

イ) 取締役会及び監査役会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役古川実氏は、上場企業の代表取締役として、長年優れた経営手腕を発揮されるなど、経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
- ・取締役石川路子氏は、長年にわたり大学の教授等として活躍され、ほかにも社会貢献活動に取り組むなど、豊富な経験と高い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
- ・監査役福原哲晃氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、弁護士としての経験と知見に基づき、適宜発言していただいております。
- ・監査役佐野誠氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と知見に基づき、適宜発言していただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	90百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

- (注) 1. 当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
5. 上記の金額には、前事業年度に係る追加報酬として支払った5百万円を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	75,277	流 動 負 債	116,170
現 金 及 び 預 金	13,501	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,667
受 取 手 形	3,498	短 期 借 入 金	38,319
売 掛 金	20,360	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	52,623
棚 卸 資 産	34,196	リ ー ス 債 務	426
そ の 他	3,765	未 払 法 人 税 等	267
貸 倒 引 当 金	△44	契 約 負 債	895
固 定 資 産	74,152	賞 与 引 当 金	1,437
有 形 固 定 資 産	67,574	製 品 改 修 引 当 金	28
建 物 及 び 構 築 物	7,719	事 業 構 造 改 善 引 当 金	522
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,106	そ の 他	6,981
工 具 、 器 具 及 び 備 品	553	固 定 負 債	17,026
土 地	45,114	長 期 借 入 金	1,198
リ ー ス 資 産	66	リ ー ス 債 務	959
建 設 仮 勘 定	2,014	繰 延 税 金 負 債	174
無 形 固 定 資 産	1,194	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,543
投 資 そ の 他 の 資 産	5,384	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,995
投 資 有 価 証 券	2,974	そ の 他	155
出 資 金	8	負 債 合 計	133,197
長 期 貸 付 金	13	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	22	株 主 資 本	12,275
繰 延 税 金 資 産	1,293	資 本 金	100
そ の 他	1,126	資 本 剰 余 金	11,476
貸 倒 引 当 金	△53	利 益 剰 余 金	756
資 産 合 計	149,430	自 己 株 式	△57
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,292
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,167
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,899
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,781
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,008
		非 支 配 株 主 持 分	664
		純 資 産 合 計	16,233
		負 債 純 資 産 合 計	149,430

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

科 目				金 額	
売上	上	原	高		126,411
売	上	総	価		100,714
販	費	一	利		25,696
営	業	般	益		19,845
受	外	収	息		5,851
受	取	配	金	102	
持	法	る	当	68	
受	取	保	資	8	
違	約	金	利	158	
還	付	の	金	151	
そ	業	費	入	170	
営	外	用	金	365	1,024
支	払	利	他		
為	替	差	息	1,402	
そ	の	損	他	155	
経	常	利	益	625	2,183
特	別	資	益		4,693
固	定	産	却		
特	別	損	益	164	164
固	定	産	失		
事	業	処	分	350	
	構	善	損	39,320	39,671
	造	費	用		
	改				
税	金	等	前		
法	人	税	当		
法	人	税	期	497	△34,813
	人	税	純	△10,405	△9,908
	等	調	損		
当	期	純	失		△24,905
	純	損	(		△622
非	支	配	株		△24,283
親	会	社	株		
	主	に	帰		
	属	す	る		
	当	期	純		
	損	失	(		
	△				

– 29 –

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,701	流 動 負 債	104,457
現金及び預金	5,952	支払手形	584
受取手形	71	短期借入金	10,269
電子記録債権	1,081	1年内返済予定の長期借入金	36,334
売掛金	16,832	リース負債	47,977
商品及び製品	416	未払費用	529
仕掛品	2,621	未払法人税等	1,407
原材料及び貯蔵品	1,394	契約引当金	49
前払費用	277	従業員預り金	32
関係会社短期貸付金	6,882	従業員引当金	2,792
営業外受取手形	161	賞与引当金	2,308
営業外電子記録債権	609	製品改修引当金	916
短期債権	1,960	事業構造改善引当金	28
貸倒引当金	△15	その他	522
固 定 資 産	79,264	固 定 負 債	287
有 形 固 定 資 産	53,412	株 主 資 本	18,504
建物	3,758	長期借入金	658
構築物	1,158	繰上金	938
機械及び装置	6,626	繰上金	1,530
車両及び運搬具	13	繰上金	1,307
工具、器具及び備品	428	繰上金	15
土地	39,611	繰上金	13,921
リース資産	44	繰上金	50
建設仮勘定	1,771	繰上金	80
無 形 固 定 資 産	848	負 債 の 合 計	122,961
ソフトウェア	843	(純 資 産 の 部)	
その他	4	株 主 資 本	6,374
投 資 そ の 他 の 資 産	25,004	資本剰余金	100
投資有価証券	2,435	資本準備金	11,625
関係会社株式	12,985	その他資本剰余金	25
出資金	3	利益剰余金	11,600
関係会社出資金	2,031	繰上金	△5,294
関係会社長期貸付金	25,158	繰上金	△5,294
長期前払費用	90	繰上金	△5,294
長期差入保証金	288	繰上金	△56
関係会社長期未収入金	196	繰上金	3,629
その他	58	繰上金	1,167
貸倒引当金	△18,244	繰上金	△0
資 産 合 計	132,965	繰上金	2,462
		純 資 産 合 計	10,004
		負 債 純 資 産 合 計	132,965

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

科 目				金 額	
売上	上	原	高		84,810
売	上	総	価		66,821
販	費	一	利		17,988
営	業	般	費		12,478
		管	理		5,510
受	取	収	益		
受	取	配	当	185	
受	取	賃	差	67	
受	取	保	貸	317	
そ		の	陰	123	
営	業	費	用	158	
				308	1,159
支	貸	設	利	1,372	
賃		の	維	51	
そ			持	372	1,795
経	常		利		4,874
特	別	損	失		
固	定	資	処	分	損
関	係	会	式	評	損
貸	倒	引	金	繰	額
事	業	倒	損	善	失
	業	構	造	費	用
税	引	当	期	純	損
法	人	税	及	び	事
法	人	税	調	整	業
当	期	純	損	失	(△)
					(△)

– 31 –

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 東 昌 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 徳 栄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 徳 栄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第215期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第215期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、中野信介は、2025年4月30日杉澤滋及び豊田明生の退任に伴い、2025年4月30日に監査役に就任しました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、監査調書などの資料を閲覧するなどの方法により監査しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査による事業状況等の聴取、及び一部子会社の非常勤監査役を兼務している子会社では取締役会等の重要会議へ出席しました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお、当社は2024年11月28日事業再生計画を新たに策定しました。株式会社地域経済活性化支援機構や金融機関の支援の下、事業再生計画の実行に向けた取締役会の対応とその進捗を引続き注視してまいります。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

ユ ニ チ カ 株 式 会 社 監 査 役 会
監 査 役 (常 勤) 中 野 信 介 ㊞
監 査 役 福 原 哲 晃 ㊞
監 査 役 佐 野 誠 ㊞

(注) 監査役 福原 哲晃 及び 監査役 佐野 誠 は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場 ご案内略図



大阪市中央区備後町二丁目5番8号

会場

日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室



- 地下鉄御堂筋線「本町」駅……………①号出口 徒歩約5分
- 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅……………⑰号出口 徒歩約5分

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承ください。
 ※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

